

光が丘清掃工場建替工事練馬区まちづくり条例に基づく 説明会におけるご意見・ご質問への見解について



【新工場イメージ図】

東京二十三区清掃一部事務組合では、光が丘清掃工場建替事業について練馬区まちづくり条例に基づく説明会を開催し、区民の皆さまから貴重なご意見・ご質問をいただきました。

説明会でいただいた主なご意見・ご質問と、それに対する当組合の見解を掲載します。

お問合せ先
東京二十三区清掃一部事務組合
建設部計画推進課
TEL 03-6238-0912

【練馬区まちづくり条例に基づく説明会でいただいたご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解】

1 練馬区まちづくり条例に基づく説明会の開催状況（合計参加者数 71 名）

日 時	平成 29 年 1 月 27 日（金） 午後 7 時 00 分 ～ 7 時 47 分	平成 29 年 1 月 28 日（土） 午前 10 時 00 分 ～ 10 時 53 分	平成 29 年 1 月 28 日（土） 午後 2 時 00 分 ～ 3 時 25 分
会 場	光が丘清掃工場建替工事監督員事務所		
参加者数	31 名	17 名	23 名

2 区民の皆さまからのご意見・ご質問とそれに対する見解

(1) 建替工事について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	今回の工事費はいくらか。	工事全体（解体・建設）で約 340 億円です。
2	新工場の建替えに 340 億円かかるということだが、既存工場の建設費はいくらだったのか。	既存工場の建設工事は昭和 55 年に着工しており、建設費は約 105 億円です。更にそこに外構工事等を別途発注していました。 今回の工事は、解体工事や外構工事を含んでいるだけでなく、既存工場建設当時の物価上昇のほか、東日本大震災の復興やオリンピック対応工事により総体的に経費が上がっているため、コストが上がっています。
3	解体用テントやアスベスト対策費用はいくらか。	今回の工事は分割発注ではなく、既存工場解体から新工場建設まで一括発注で契約しているため、どの工程にいくら費用がかかっているかはお答えできません。なお、工事費や予算については当組合のホームページ上で確認できます。
4	煙突の解体の流れはどのようなものか。	煙突は内筒、外筒の順番に撤去します。光が丘清掃工場の内筒内側には断熱材が設置されており、その断熱材がアスベストを含んでいるため、密閉状態で作業をし、現在撤去を行っています。その後の内筒鉄部は、ゴンドラで作業、溶断し、ウインチで下に降ろし搬出します。外筒は側面に支柱で支えられた上下動可能な足場を設置し、上部からワイヤーソーという騒音・振動の発生が少ない機器でコンクリートを切断し、煙突横に設置するタワークレーンで煙突内部から吊り下し搬出します。工場棟と同程度の高さまで解体後、テントで覆い、工場棟と同様に重機で解体します。
5	工事中、お湯などの熱供給はどこからくるのか。	光が丘清掃工場から熱供給を行っていた東京熱供給株式会社等の各施設にはバックアップのボイラーがあります。工場の停止期間中はそこで熱を作って、皆さまの

		ご自宅に供給しており、工事中も熱供給が可能です。
6	熱供給施設のバックアップのボイラーの燃料は何か。	燃料は都市ガスです。
7	光が丘地区計画において、地区内の関係地権者と協議する旨が書いてあるが、今後どうするのか。	建築基準法第 86 条の 2 (一団地認定) に基づく説明については現在調整中ですが、3 月末頃、地権者への説明を行なう予定です。

(2) 環境対策等について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	練馬清掃工場建替工事の際は、土壤汚染調査で鉛と六価クロムが検出されたが、今回は未調査なのか、または調査したが検出されなかったのか。	<p>土壤汚染調査は土壤汚染対策法等に基づき実施しており、調査対象物質は練馬清掃工場とほぼ同じです。鉛と六価クロムも調査しましたが、基準値の超過はありませんでした。</p> <p>なお、一部区画において、砒素とふっ素が基準値を超過しました。</p>
2	土壤汚染の調査箇所数・調査項目・基準値超過の原因は何か。	<p>調査箇所は東京都環境局と協議し、工場外構を 30m メッシュ 102 区画に、建物下部を 10m メッシュ 94 区画に分けて実施しました。調査項目は法令で決められており、第一種有害物質ではベンゼン、第二種有害物質はカドミウム・六価クロム・シアン・水銀・セレン・鉛・砒素・ふっ素・ほう素、第三種有害物質は PCB・アルキル水銀が対象となっています。今回は砒素とふっ素の基準値を各 2 区画の計 4 区画で超過しました。</p> <p>基準値超過の原因ですが、可能性としては①既存工場の操業による影響②既存工場建設時の搬入土に混入していた③既存工場が建設される以前に使用されていた時の影響④自然由来といったことが考えられます。</p> <p>既存工場の操業中においては、ごみの焼却灰を洗った水に砒素やふっ素が溶け出すということがありますが、工場の污水処理設備により、適切に処理をしております。更に、処理をする前の污水原水についても定期的に水質測定を行っておりますが、その結果も砒素やふっ素に問題はありませんでした。また、工場の床はかなり厚いコンクリートで出来ているため、污水が外に出ていくということは基本的にありません。これらのことから、工場の操業による影響はないと考えています。</p>
3	汚染土壤の処理方法はどのようなものか。	汚染土壤の処理については主に①専門の処分場に場外搬出する方法②敷地内で封じ込めをして飛散させない方法の 2 種類

		があります。現時点では建設工事の計画が確定していないため、明確にお答えできませんが、来年度開催予定の建設工事説明会で報告する予定です。
4	土壌汚染（砒素・ふっ素）からの健康被害はあるのか。	現状、汚染土壌は封じ込められている状態であり、飛散することはないため、健康への影響はありません。
5	土壌汚染対策の費用はいくらか。	汚染土量の把握や処理方法を検討中のため、現時点で費用は明確になっていません。
6	既存工場に含まれているアスベストの処理方法はどのようなものか。	<p>既存工場のアスベスト含有箇所は①煙突内筒の断熱材②外壁・内壁の塗装材③ダクト等の設備のパッキン部④仕上ボードが該当します。</p> <p>処理方法は労働基準監督署や東京都環境局等と協議の上決定しました。①はアスベストの飛散防止対策として煙突内を密閉させた状態で作業をしています。②は集じん機による吸引式グラインダーという機器を使用して、飛散のないよう空気を吸引しながら削り取る処理をし、作業は完了済みです。③は飛散を防ぐためパッキンを無理に剥がさず、パッキン前後の配管部で切断し、配管ごと処理します。④は飛散しないよう湿潤状態にした上で手壊しします。</p> <p>なお、除去工事施工前後及び外壁塗装除去中に敷地境界で大気中のアスベスト調査を実施します。施工前及び外壁塗装除去中は調査済みで、影響がなかったことを確認しています。</p>
7	外壁アスベスト除去後の工場躯体が見えるが、取り残された微量のアスベストが拡散することはないか。	外壁塗材のアスベストについては、全て除去した上で、更に安全対策として除去した部分に固定化剤を塗布しているため、万が一アスベストが取り残されていたとしても拡散することはありません。
8	ダイオキシン類の対策については大丈夫なのか。	<p>今回の工事に先立ち、解体前清掃を行い、灰等を除去しています。その後、解体工事着手前にダイオキシン類測定を実施しましたが、問題はありませんでした。</p> <p>新工場ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、燃焼室での排ガス温度を800℃以上で2秒以上保つことによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備にて分解・除去するため、基準値を超えることはないと考えます。</p>
9	どのような粉じん飛散対策をしているのか。	<p>粉じん飛散対策としては、工場全体をテントで覆い、解体作業を行います。テント内は負圧で管理するため、粉じんが外部に飛散することはありません。</p> <p>なお、外構においては土ぼこり等の粉じ</p>

		んが発生する可能性がありますので、散水、粉じん防止剤の散布、養生を適切に行います。
1 0	騒音について、どの工事時期に発生しやすいのか。また影響が大きい場合、事前にお知らせがほしい。	騒音については、解体音、コンクリート打設音、鉄骨の組合せ時の金属音、資材用クレーンの作動音などがあり、工事時期によって発生する音が異なるため、いずれも十分に対策を講じていきます。 また、ホームページ上で工事工程を公開しています。大きな作業音が出る場合などは適宜、ホームページを利用してお知らせするよう考えております。
1 1	既存工場では放射能に汚染されたものを燃やしていたが、放射能については計測したのか。	宮城県女川町から受け入れた災害廃棄物は、国が定めたガイドラインに示された放射性物質濃度の基準を満たすことを確認した可燃物のみを工場で処理しました。災害廃棄物の処理は住民の皆さまへ説明の上実施しています。 また、当組合では現在も焼却灰等及び工場敷地境界での空間放射線量率の調査をしており、その結果はホームページで公表しています。既存工場において、排ガスから放射性物質が検出されたことはありませんので、ご安心ください。
1 2	家屋調査は実施するのか。	工場敷地周囲 30mの範囲を対象に家屋調査を実施します。事前調査は工事着工前に実施しました。今後は、解体工事完了後と新工場のしゅん工時に実施する予定です。

(3) 新工場について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	新工場の発電能力約 9,000kW と説明があったが、その内ごみ焼却による発電と太陽光パネルによる発電の比率はいくつか。	新工場の発電能力約 9,000kW はごみ焼却による発電能力であり、太陽光パネルによる発電は含まれていません。太陽光パネルの発電能力は約 50kW です。
2	新工場での熱供給の量は既存工場と比べて増えるのか、減るのか。	新工場では温水に加え蒸気でも熱を供給し、供給量は既存工場より増える予定です。
3	既存工場と比べ、新工場は大きくなるのか。	新工場の建物ボリュームは、既存工場と比べて地上部においては縮小しますが、地下部は拡大します。全体としては、既存工場の床面積約 16,000 m ² に対し新工場は約 24,000 m ² となり、概ね 8,000 m ² 拡大する予定です。
4	管理棟がなくなるが、新工場ではどこに設置されるのか。	既存工場の管理棟内に配置していた管理諸室は、工場の 3・4 階に分散して配置する予定です。
5	自宅が工場東側にある。見学ルートから自宅が覗かれるか心配である。	4 階東側が見学ルートになり、ルート上には開口部がありますが、法的に必要なも

		<p>ので工場内から外を積極的に見るために設けたものではありません。</p> <p>見学者の案内に際しては、周辺住民の皆さまのプライバシーに十分配慮していきます。</p>
--	--	---